

令和 7 年度 第 11 回江津市農業委員会総会

日時：令和 8 年 2 月 20 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規程による届出について
報告 第2号 農地利用集積促進計画について
- 第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について
- 第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案 第3号 非農地証明について
- 第7 その他

○出席農業委員（11名）

- 1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
- 5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
- 9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○出席推進委員（10名）

壱岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯浅憲昭、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 7 年度、第 11 回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 皆さん、おはようございます。本日は、お手元に全国農業新聞を配布しています。ご覧のように和田委員の活動事例が掲載されています。今後も取り組みを継続して活動の輪を広げていただきますよう、よろしく申し上げます。また、先日からの天候不順についてですが、去る 8 日には、この冬一番の大雪にな

り、たいへんな衆議員投票日となりました。寒波が過ぎた後は気温が20度くらいまで上がって4月並みの天候になっています。また最近は、冬季五輪があり、皆様も注目しておられると思います。放映が夜中ということもあり、私も寝不足が続いています。ぽかぽか陽気もあり、眠気がさすこともありますので、安全運転に気をつけていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和7年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員から欠席の報告を受けています。また、野田推進委員が所要のため途中退席をされます。ご了承ください。出席委員は過半以上ですので本日の総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願ひをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、5番 山本委員、6番 田中委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第18条第6項の規程による届出

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出1および2について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出」です。番号1番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●です。地目は田、面積は1,339㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。賃借人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期ともに令和8年1月14日です。解約の理由は合意解約です。2番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●です。地目は田、面積は1,427㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●●市●●区●●町●●●番地●●です。賃借人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。解約届出日等もさきほどと同様です。解約の理由は合意解約です。以上です。

会 長 ただ今、事務局から報告がありましたがこの件について、ご質問等はありませんか。

[なし]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告の通り、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出 1 および 2 について」ご了承願います。

農用地利用集積等促進計画報告

《 都治町 》

会 長 次に、日程第 2、報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画報告（令和 8 年 2 月報告分（貸借））について」を議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画報告（令和 8 年 2 月報告分（貸借））について」です。1 番です。農地の所在は、都治町●●●●番●、地目は田、現況は畑、面積は 764 m²、都治町●●●●番●、地目は田、現況は畑、面積は 1,514 m²、都治町●●●●番、地目は田、現況は畑、面積は 604 m²、都治町●●●●番、地目は田、現況は畑、面積は 3,073 m²です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は、●●●●●● ●●●● ●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借期間は令和 8 年 1 月 30 日から令和 17 年 12 月 31 日の 10 年間です。使用貸借です。2 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は 399 m²、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は 1,567 m²、二宮町神主●●●番●、地目は田、面積は 2,206 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借期間は令和 8 年 1 月 30 日から令和 12 年 12 月 31 日の 5 年間の使用貸借です。3 番から 8 番までは貸借権を受ける者が 2 番と同一ですので、報告省略させていただきます。それでは 3 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●番●、地目は田、面積は 1,251 m²、二宮町神主●●●番、地目は田、面積は 1,586 m²です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●●です。4 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番、地目は田、面積は 1,308 m²です。貸借権を設定する者は●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。5 番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は 924 m²です。貸借権を設定する者は●●●●●

さん、●●市●●町●●●●●番地です。6番です。農地の所在は、二宮町神主●●●番●、地目は田、面積は1,928㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●さん、●●市●●区●●●●●丁目●番地です。7番です。農地の所在は、二宮町神主●●●番●、地目は田、面積は627㎡です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●●●町●●●●●番地●●です。8番です。農地の所在は、二宮町神主●●●番●、地目は田、面積は1,053㎡、二宮町神主●●●番●、地目は田、面積は1,556㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●さん、●●府●●市●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●号です。貸借権の設定を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●番地です。貸借期間は令和8年1月30日から令和12年12月31日で、5年間です。いずれも使用貸借です。以上です。

会 長 　　ただ今事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようでありますので報告の通り「農用地利用集積等促進計画報告について」はご了承願います。

農地の地形変更届出について

《 千田町 》

会 長 　　次に、日程第3、承認第1号「農地の地形変更届出の1について」を議題と致します。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 　　承認第1号「農地の地形変更届出について」です。1番です。農地の所在は、江津市千田町●●●番、地目は田、面積は1,705㎡です。所有者、地形変更届出者、いずれも●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●●です。地形変更理由は、排水状況の悪い田に工事残土を搬入して嵩上げ行なうもので、工事期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日です。状況としましては、昨年承認を受けた案件で、嵩上げを行なうための残土が不足していたために、工期を1年間延長するというものです。以上です。

会 長 　　続いて和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 　　1頁をご覧ください。写真を見ればわかると思うのですが、申請地が地図

右上の県道皆井田江津線と千田地区農免道の交差点を●●し、●●方面に約●●m進んだところにあります。17日に野田推進委員と現地の状況を確認し、●●さんに事情等を聞きました。昨年6月の農業委員会において承認を受けて嵩上げ工事を行っていますが、残土が少量だったため、工期延長したいということでした。周囲への影響は無いと思われまますのでよろしくお願ひします。

会 長 　　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようであります。採決をいたします。承認をする方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、「農地の地形変更届出の1について」は、承認することに決しました。

農地法第3条第1項

《 桜江町市山 》

会 長 　　次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 　　議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」です。1番です。農地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は80㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は98㎡、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は1,164㎡、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は1,175㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は82㎡、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は1,149㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は97㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は54㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は104㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●区●●●●丁目●番●号、譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。状況としましては、家屋と農地を同時に取得し営農するということです。新規就農ということですが、近隣の農家に指導を受けながら耕作するというので、多数の農家に連絡を取っているようです。●●

●●です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図の 2 頁をご覧ください。川戸集落から県道桜江金城線を進み、母抱トンネルを通過して市山集落に入り道なりに進んで●●●●付近の●●●●の●●●●を●●し約●●●m 進むと譲受人の家があります。4～5 年前から譲渡人から家を借りて住んでいます。この家は譲渡人が農地付き住宅で貸し出していた物件で、建物だけの貸借で、耕作していなかったのですが、建物と併せて農地の所有権移転することとなったため許可申請を行うとのことです。農地ですが、以前は近隣の農家さんが耕作されていましたが、現在は保全管理状態でした。所有権移転を機に耕作することになったため、農業団体から田植機、動噴などの借用や、農機具を新たに購入予定とのことで、当面は近隣に農家に指導を仰ぎながら耕作をするとのことでした。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件についてご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」は、可決されました。

会 長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は 632 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 154 m²、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は 614 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 9.35 m²、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は 1,568 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 84 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 248 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 294 m²、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は 550 m²、桜江町市山●●●番●、

を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 3番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は238㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は畑、面積は76㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。状況としましては、譲受人が、自宅に隣接する農地を購入して耕作したいということでございました。対価は10aあたり●●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図の4頁をご覧ください。中央上部の●●●●から●●方面への市道都野津神村線を約●●●m●●側へ進み、●●して路地を約●●●m進むと譲受人の居宅があります。申請地は隣接した山側に位置しており一部耕作している農地です。問題は無いと思われまますので、ご審議をお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3」については、可決されました。

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 4番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は850㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●●●●●番地●●です。譲受人は●●●●●●さん、●●市●●町●●●●●●番地です。譲受人の経営面積拡大のための許可申請です。状況としましては、隣接に椎茸や木耳等を栽培しているハウスがあり、取付道に接した田が申請地です。転作畑として果樹の栽培を行う予定だそうです。対価は10aあたり●●●●円です。以上です。

和9年2月末日までです。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 位置図6頁です。都野津の国道9号線で、下側が敬川方面、上側が和木方面です。都野津駅から約●●●m●●に●●●●●という●●●●●があります。その隣接の駐車場の奥側にある土地で、約4畝くらいの広い土地です。現在は耕作されていませんが、草刈り管理をしているようです。周囲は住宅地という位置なので問題ないと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条1項の規定による許可申請の1について」については、可決されました。

《 桜江町小田 》

会 長 議案第2号「農地法第5条1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2番です。農地の所在は、桜江町小田●●●番●、地目は畑、面積は93㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●都●●市●●●●丁目●●番地の●●●●●●●●●●●●●●●●番地です。転用理由としましては、進入路へ転用です。状況は、平成15年当時、譲受人の先代の時に隣接の宅地を取得して家屋を建てた際に進入路として造成したとのことですが、宅地の登記は行ったが、道は農地で未登記のまま、農地転用も行われず現在に至ったとのことで、改めて、5条許可申請を行うということです。顛末書が付されています。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員 位置図7頁です。●●さんは、先代が、15年前に、工事現場で事故に遭い、怪我をしたため以前の住居から小田地区へ転居したとのことです。その

際に宅地を購入して家を建てられましたが、進入路が無かったため隣接する畑も購入し造成したようです。農地に関しては、所有権移転登記もされず、当然のことながら転用許可も受けていませんでした。現在は空き家になっているため、財産処分も考慮して登記を行うために転用許可申請を行ったようです。場所は小田地内の旧道沿いで●●●●●●の●●●付近です。周囲は住宅地となっているため、転用には支障はないと思われます。以上です。

会 長 　　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

4 番委員 　確認ですが、譲受人の●●さんという方はこちらに住まれているわけですか。住所は●●になっていますが・・・。

5 番委員 　譲受人は、家を建てた方の息子さんで、●●在住です。小田の家は空き家になっています。相続するために登記を調べたら、所有権移転すら行われていなかったということです。顛末書に詳細な記載があります。

4 番委員 　はい、わかりました。

会 長 　　将来、譲受人は住むことは？

5 番委員 　それは、わかりません。相続手続きで状況が判明したための許可申請とのことで、今後のことまでは聞いていません。

会 長 　　他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請の 2 について」については、可決されました。

非農地証明

《 都野津町 》

会 長 　　次に、日程第 3、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員と仲津推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 　　議案第 3 号「非農地証明交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、都野津町●●●●番●、登記は畑、現況は宅地、面積は 191 m²です。所有者は●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●です。状況としまして

は、昭和 45 年月日不詳ですが、当時から宅地として使用しているということです。現在は整地しているようです。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をいたします。

9 番委員 位置図 8～9 頁です。16 日月曜日に仲津推進委員と確認に行きました。申請地は都野津町の●●●●の約●●●m●●の路地を●●側に入った場所です。周辺も家屋が建っていて、宅地への転用が妥当と思われます。現状は更地で、隣接の宅地としてみなしていい状況です。以上です。

会 長 それでは続いて、仲津推進委員から調査結果の報告等をお願いします。

仲津推進委員 16 日に現地の確認に行ってきました。写真のように左側に家があってその敷地と一体化したような平地になっております。おそらく奥に長細い畑があったのではないかと推測されます。現況は宅地と一体化した土地で耕作する状況ではない気がします。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

会 長 挙手多数と認めます。よって、「非農地証明交付申請 1 について」は、承認することに決しました。

会 長 次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員ならびに仲津推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2 番です。農地の所在は、都野津町●●●番、地目は畑、面積は 257 m²、都野津町●●●番、地目は畑、面積は 158 m²です。所有者は●●●●さん、●●都●区●●●丁目●●番●●の●●●号です。非農地の理由としましては、申請地は傾斜地で昭和年月日不詳から荒廃して雑木が生えて原野化しているということで、現況にあわせて登記を行いたいという事です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図 10～11 頁です。申請地は、●●●●●の●●にあたる土地です。

市道都野津神村線付近で、●●●●から●●●●●方面へ向かって約●●●●
m の場所に●●●●●がありまして、その●●●●の道路を挟んだ山側が現地
です。非農地添付写真のとおり、枯れた低木がありますし、放置されているよ
うな畑です。耕作は難しいと思います。以上です。

会 長 それでは続いて、仲津推進委員から調査結果の報告等をお願いします。

仲津推進委員 一緒に現地確認をさせていただきました。都野津町●●●●●の●●●、
道路の前の向かい側、●●●の駐車場ですね。その奥にあたる雑草地と思わ
れます。大木はないのですが、雑草地の奥が山林化していますので耕作でき
ない感じは受けます。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件
について、ご質問等はありませんか。

[なし]

会 長 質問等が無いようでありますので採決をいたします。申請のとおり、決
することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 2 について」は、承
認することに決しました。

《 波積町北 》

会 長 次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認の 3 ならびに 4 について」
を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員と壱岐推進
委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 3 番です。農地の所在は、波積町北●●●番、地目は畑、面積は 1,180 m²、
波積町北●●●番●、地目は畑、面積は 46 m²、波積町北●●●番●、地目は
畑、面積は 52 m²、波積町北●●●番●、地目は畑、面積は 171 m²、波積町
北●●●番、地目は畑、面積は 3,292 m²です。所有者は●●●●さん、●●
市●●町●●●番地●です。昭和年月日不詳から荒廃し、雑木が生えて原野
化しているということです。4 番です。波積町北●●●番、地目は畑、面積は
380 m²、波積町北●●●番、地目は畑、面積は 353 m²です。所有者は●●
●さん、●●市●●●区●●●丁目●●番●●の●●●号です。状況は同様
に、昭和年月日不詳から荒廃して原野化しており、現況にあわせて登記を行

うための非農地証明の申請です。以上です。

会 長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図 12 頁、13 頁です。15 日に沓岐推進委員と一緒に現地調査に行きました。地図の 12 頁をご覧ください。この地図では判りにくいですが、写真の上部に国道 9 号線がありまして、黒松からひと山越えて波積方面に入った山中に点在している民家があります。申請地付近の●●さんの家がありましたので確認できました。周辺全部が山林化していますので、農地としての活用は難しいと思います。雑な言い方で申し訳ないですがよろしく願いします。

会 長 それでは続いて、沓岐推進委員から調査結果の報告をお願いします。

沓岐推進委員 田中委員が説明されましたので、あまり補足はないですが、場所を確定するのに、写真の左側に見える家を探しました。田中委員が言われましたように、山林化しており、●●●番と●●●番の土●●●●地には竹が生えてましたが、枯れ始めている途中でした。枯れれば、●●●●●●●が見える位置のようです。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の 3 ならびに 4 について」は、承認することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 7、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 ございません。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。

4 番委員 事務局に確認ですが、最近の位置図で名前が地図から消えた部分が多いのですが、個人情報保護法の関係での標記でしょうか。今回記載されているの

は、都野津の●●●●●さんの裏の位置図は個人名が入っている地図を使われていますが、それ以外は、個人名も店の名前も一切入っていない地図です。土地勘がないところは目印がないのでわかりづらいのですが、個人情報保護法の関係で止むを得ないのでしょうか。

事務局 そういうわけではありません。目印になるようなところを記入したいですが、住宅地図での電子情報が入らないものがあるのです。できるだけ分かりやすいようにしようと思っていますのでご協力をよろしくお願いします。

会 長 よろしいでしょうか。

4番委員 どの様な地図を使っているのでしょうか。昔でいうゼンリンの地図があると思いますが・・。どこまで名前が入っているかわかりませんが、法律に沿って作られていると思いますので、電子データもゼンリンのデータなら記載されるとは思うんですが・・・。

会 長 この資料はゼンリンの地図を使用しているのではないのですか？

4番委員 おそらくゼンリンですよね。

事務局 拡大、縮小したりして名前が消える場合がありますので記載されていないのだと思います。拡大すれば表示されるのですが、地図が大きくなり過ぎるので対応できない状況です。

4番委員 消えるのですか、そういうことですか。

6番委員 さきほどの位置図ですが、申請地の番地が入っていない場所があるのですが、なにか理由があるのですか。二宮町神主でも矢印して赤いマークがしてありますが番地が入っていない。

事務局 枠を作成するときに入力はしているのですが、その部分がシステムの関係上で入っていない、印刷されなかったということです。申し訳ないです。

6番委員 場所や地目は間違いないですよ？

事務局 場所は間違いないです。

4番委員 地図のことばかり言って申し訳ないですが、高速道路が国道9号線と記載されています。国道9号線のバイパスであれば国道9号の標記もあるでしょうが、高速道路なので記載の間違いでは無いでしょうか。これこそ土地勘のない人は全然わからないと思います。

事務局 申し訳ありません。高速道路です。

4番委員 ですよ。了解しました。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」]

会 長 それでは、その他の事務連絡等は総会終了後行ないます。以上で本日日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第11回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、3月23日月曜日、江津市総合市民センターで開催予定しています。よろしくお願いいたします。

[閉会 午前10時45分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員